

地域密着型サービス事業者自主点検表の作成について

(令和5年7月 城陽市高齢介護課)

1 はじめに

地域密着型サービス事業者は、市の条例・規則及び厚生労働省令等に定められた人員、設備、運営に関する基準及びサービスに要する費用の算定に関する基準を順守することが必要です。

この「地域密着型サービス事業者自主点検表（以下「自主点検表」という。）」は、これらの基準並びに介護報酬に係る厚生労働省の告示、留意事項通知及びQ&A等の主な内容を盛り込んだ上で、各項目についてのチェックポイントを示し、事業者自身が、自らのサービスの提供体制、運営状況、介護給付費の算定方法等についての点検・評価を行うことができるようになっています。

事業者においては、この点検表を積極的に活用いただき、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただければと思います。

2 自主点検の実施方法

事業所ごとに年1回以上、各サービスに対応する自主点検表により定期的実施してください。人員、設備、運営の各基準及びサービス費用の算定方法について確認を行い、自主点検表の項目ごとの「点検内容」に照らして基準等を満たしているかどうかについて自己評価を行ってください。

また、防災・防犯については、自主点検表(地域密着型共通 防災・防犯)により点検を実施してください。

3 自主点検を行う者

事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に原則として複数の者で行ってください。

4 自主点検表の記入上の留意事項

(1) 自主点検表の構成等

サービスごとに「介護」と「介護予防」のサービスを同時に点検できるようにしています（地域密着型通所介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については「介護」のみ）。

「項目」欄又は「点検内容」欄で、「…介護…」の表記があるのは「介護サービス」を、「…予防…」の表記があるのは「介護予防サービス」を指しています。いずれの表記もないのは、「介護サービス」と「介護予防サービス」の双方を指しています。

また、各項目に◆を付してその根拠規定を表記しています。（介護と介護予防の根拠規定が異なる場合は、介護の根拠規定）

(2) 「評価」欄・「備考」欄への記入

項目ごとに点検内容を確認の上、評価欄に、基準を満たしているものに「○」印、満たしていないものに「×」印、基準の一部を満たしているものの十分でないものに「△」印を付け（従来から行っている事業所独自の方法も可）、備考欄に「基準を満たしていない」又は「不十分」な内容等を記入してください。また、備考欄に「責任者の所属・職名」、「事例・届出の有無」等の記載がある場合は、当該事項についても併せて記入してください。

運営等に関する項目の点検内容やサービス費用の算定で該当がない場合には、評価欄に「－」印等をして、該当がないことがわかるようにしてください。

(3) 自主点検表（表紙）への記入

点検実施年月日及び点検実施者等について、表紙の様式に記載の要領により記入等してください。

5 問題点等の改善

点検を行った結果、基準を満たしていない事項又は基準の一部しか満たしていない事項があった場合には、それに係る問題点を明らかにし、必要な改善策を講じるとともに、改善の経過がわかる書類を作成（任意様式）し、自主点検表と併せて保管してください。

なお、改善がされず、基準を満たさない状態が続く場合は、指導及び指定取消しの対象となります。

6 自主点検表の保管

作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類は、点検を行った日から5年間保管し、本市が行う指導・監査やその他本市が求める際には提示してください。